



さくら通信12月号



2007年12月 No. 36

公認会計士試験

この度、娘の茜が公認会計士試験に合格しました。その連絡を受けた時は、嬉しさよりホッとしたというのが正直な気持ちでした。過酷な受験勉強にいつまで耐えられるだろうかと、心配していたからです。もっとも本人はボクシングジムに通ったり、漫才のM-1グランプリに出場したりと、それなりに楽しんでいました。

12月からは、三大監査法人の一つである新日本監査法人の東京事務所に就職することになりました。将来のことは本人が決めることで分かりませんが、徳島に帰ってきたいという気持ちを持っているように聞いています。

親馬鹿丸出しでご報告致します。今後ともご支援の程よろしくお願い致します。

(竹内)

パートタイム労働法が変わります！

(平成20年4月1日施行)

≡改正のポイント≡

1. 雇い入れの際、労働条件を文書などで確認しましょう

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れる際、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されます。(改正法第6条)

2. 雇い入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してもらえます

事業主は、雇い入れ後パートタイム労働者から求められたとき、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。(改正法第13条)

労働条件の文書交付、就業規則、待遇の差別的取り扱いの禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換措置。

3. パートタイム労働者の待遇はその働きや貢献に応じて決定されます

- 職務の内容(業務の内容と責任の程度)
- 人材活用の仕組みや運用など
- 契約期間

4. パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスが生まれます

事業主は、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じることが義務化されます。(改正法第12条)

4. パートタイム労働者と事業主の苦情・紛争の解決の仕組みがと整えられます

- ①事業主がパートタイム労働者から苦情を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されます。(改正法第19条)
- ②紛争解決援助の仕組みとして労働局長の助言・指導・勧告、均衡待遇調停会議による調停。(改正法第21, 22条)

※賞与支払届の提出の時期となりました。賞与の支払いがございましたら、ご連絡下さるようお願い致します。

裏面も御覧下さい

(宮本)



年末調整のご案内

1. 必要書類

- ① 扶養控除等(異動)申告書
本年中に、出産、死亡、就職等があった場合には、特に注意してください。
- ② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用ができません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満の配偶者だけです。
- ③ 生命保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
生命保険には、“一般用”と“個人年金用”とがあります。別々に控除額が計算されますので、注意してください。
※今年から、短期の損害保険料控除がなくなり、長期の損害保険料控除(平成18年12月31日までの契約)と地震保険料控除のみとなりました。
- ④ 小規模企業共済の控除証明書
- ⑤ 国民年金の控除証明書(本人及び家族分)
- ⑥ 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)

2. 特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

- ① 今年入社の人→前職の源泉徴収票
- ② 住宅借入金等特別控除がある人→年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

3. 今年からの変更点

- ① 定率減税が廃止され、所得税の税率が改正されました。
※ただし、住民税の税率が一律10%となりました。
- ② 地震保険料控除(最高5万円)ができました。

4. 住宅ローン控除を受けられている方へ

所得税の税率が改正された事により、今まで控除出来ていた住宅ローン控除が引ききれなくなる方がいらっしゃいます。例えば、住宅ローン控除が10万円出来る方で、去年までは所得税が年間12万円で全額控除できたのに、今年は所得税が6万円になって、全額控除出来ない・・・この様な方は、市町村役場へ申告する事で翌年の住民税から住宅ローン控除をしてもらえます。

上記に該当する方は、住民税からの控除可能額を源泉徴収票に記載する必要があります。当社で年末調整をされている事業者につきましては、該当者をお知らせするとともに、源泉徴収票に表記致します。

質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(坂田)

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

弊社では年末休暇を12月29日(土)からとさせていただきます。

何かとご不便をおかけするかと存じますが、その節はご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

表面も御覧下さい